	共	ú
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025選手団付きリエゾン手配管理及び選手団多言語連絡窓口運営業務委託	
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	1
調達方式	希望制指名競争入札	
内 容		

〇概要

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 (以下「本大会」という。)において、円滑に大会運営を行うためには、各国選手団に対して、大会運営に関わる様々な情報の伝達や問合せ対応を行い、かつ多言語でサポートしていくことが必要である。本大会では、選手団付きリエゾン手配管理業務及び選手団多言語連絡窓口運営業務を行うことで、各国選手団に対する確実・迅速な情報伝達を行うとともに、効果的なサポート体制を構築することを目的とし、業務を委託する。

- ○契約期間 契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで
- ○主な業務内容
 - 1 業務責任者業務
 - 2 各国選手団付きリエゾン業務 (各国選手団の団長(又は代表者)への帯同業務、 各リエゾン統括業務、事前研修)
 - 3 連絡窓口業務 (多言語窓口対応、メール対応業務、窓口統括業務 、事前研修)

調達方式が競争入札以外の場合の理由

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部大会統括部運営統括グループ

契約・調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025選手団付きリエゾン手配管理及び選手団多言語連絡窓口運営業務委託調達方式希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	" **ニー・・・・ *** ● 本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における選手団付きリエゾン手配管理及び選手団多言語連絡窓口運営に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適 切なものであること	● 高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。	
	●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	公費の対象として適切なものであること ● 大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も 有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

案 件 概 要

诵

	共
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 広報運営業務委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札

内 容

1. 概要

マスメディアを通じて第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025の記録等を国内外に向けて広く発信するとともに、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献していくことを目的とする。

2. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで

- 3. 主な委託内容
- (1) 大会前の準備

実施計画の作成、スタッフ用の運営マニュアルの作成等 (2)大会時運営

全体統括、メディアセンター運営及び各競技会場(21会場)の運営

(3) 手話通訳の対応

手話通訳者(現地派遣)及び遠隔手話通訳

(4) 問合せ対応

問合せ対応及び遺失物の管理等

(5) SNS対応

広報発信(日本語・英語)及びYouTube連携等

	契約締結前付議理由
付議基準	
	入札・契約手続き等確認結果

調達方式が競争入札以外の場合の理由

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部広報グループ

契約·調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名 第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025広報運営業務委託

調達方式 希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手 続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における広報に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務 内容であることを確認した。	
	●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	● 高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。	
	●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
周達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も 有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

案 件 概 要

(募集概要)

	実施前
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の 協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

内 容

東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。

- 1 協賛カテゴリ
- (1)東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、 事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - 1億円(相当)以上
 - 5,000万円(相当)以上
 - 1,000万円(相当)以上
 - 100万円(相当)以上
- (2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを 目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - 300万円(相当)以上
 - 100万円(相当)以上
 - ■50万円(相当)以上
 - 50万円(相当)未満
- (3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて 開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組む スタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーン に出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を 行う協賛企業

以下1区分を設定

- 1万円以上
- 2 募集期間

要綱施行日から令和7年9月30日まで

3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等

呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等

4 受入条件等

以下の条件に該当しないかを判断

- (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対 する意図があると認められるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員等であること
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はその おそれがある企業等であること
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること
- (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそ のおそれがあること

申込後締結前

対象期間

令和7年6月10日から同月25日まで申込分③及び令和7年6月26日から同年7月10日まで申込分②

協賛申込内容確認結果等

申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協 賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であ ることを確認した。

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で**以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承**

審査事項	審査した内容	審査日	審査(確認)者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 7 / 25 財務契約検討会	財務契約検討会 (委員長) 総務部 板倉シニアマネージャー (委員) 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 植渡マネージャー

収入案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	●申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	●デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱寺に反するものでない	●協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。●その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	